

京都市都市計画局建築請負工事既済部分検査実施要領

平成14年3月28日都市計画局長決定

改正 平成15年5月29日, 平成17年3月31日, 平成18年2月28日,
平成23年5月23日, 平成28年3月25日

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市都市計画局建築請負工事検査細目第9条に規定する既済部分検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、京都市都市計画局建築請負工事検査細目において使用する用語の例によるものの他、次の各号に定めるところによる。

- (1) 確認 書類、機材及び施工状態について、設計図書のとおりに行われているか確かめることをいう。
- (2) 審査 書類、機材及び施工状態について、適正に実施されているか判断することをいう。
- (3) 出来形 工事の目的物の物理的に出来た部分をいう。

(検査の内容)

第3条 検査職員は、監督員によって査定された既済部分の出来高と、工事現場の出来高との正当性を検査することとする。

2 製造工場等にある工場製品を既済部分の対象とする場合は、当該工場において出来高の正当性を確認するものとする。ただし、検査担当課の長が、京都市都市計画局工場等派遣中間検査実施要領第7条第2項に規定する報告書に添付される試験成績書及び検査立会状況の写真等を含む検査関係資料をもって、出来高の正当性が確認できると認める工場製品については、当該資料の審査をもって既済部分検査とすることができる。この場合において、検査立会状況の写真は、製品の寸法、製造番号、員数等が確認できる写真を含むものでなければならない。

(検査の対象項目)

第4条 検査の対象項目は、出来形、品質及び出来ばえに関する項目とする。

2 検査職員は、次の各号に掲げる内容について、監督員によって査定された既済部分の出来高が、別表の既済部分の対象となる出来高査定率による出来高を満足しているかについて検査しなければならない。

- (1) 出来形の検査として、形状寸法を審査し、定められた条件に適しているか確認する。なお、必要があるとき、計測を行うものとする。
- (2) 品質の検査として、性能を審査し、一定以上の技術的水準にあるか確認する。なお、必要があるとき、測定、操作及び運転をおこなうものとする。
- (3) 出来ばえの検査として、外観及び仕上りの状態を審査し、一定以上の水準にあるか確認する。

(検査の申請)

第5条 担当監督員は、請負者から既済部分検査を請求され、査定した出来高と工事現場の正当性を総括監督員が確認したときは、速やかに検査職員に通知するとともに、次の各号に掲げる

書類を検査職員に提出するものとする。

- (1) 既済部分検査請求書（第1号様式）
- (2) 内訳総括表（第2号様式）
- (3) 部分払出来高調書

（検査日時の連絡）

第6条 検査職員は、前条第1項各号に掲げる書類を受理したときは、速やかに検査日時を定めて担当監督員に連絡しなければならない。

（既済部分検査調書）

第7条 検査職員は、既済部分検査を終了したときは、既済部分検査調書（第3号様式）を2部作成し、1部を速やかに監督員に交付しなければならない。

（検査結果の通知）

第8条 検査職員は、検査の結果を既済部分検査結果通知書（第4号様式）により、請負者に通知するものとする。

- 2 検査職員は、既済部分検査結果通知書に係る簿冊を整備するとともに、既済部分検査結果通知書の写しを保管しなければならない。

（出張旅費）

第9条 検査担当課検査職員の出張に関する旅費は、工事担当課の負担とする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月29日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成15年6月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事部分払出来高検査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成17年3月31日決定）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事既済部分検査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成18年2月28日決定）

（施行期日）

1 この要領は、平成18年3月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事既済部分検査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成23年5月23日決定）

(施行期日)

1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事既済部分検査実施要領の規定は、平成23年4月1日以後に契約した工事から適用する。

附 則（平成28年3月25日決定）

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領による改正後の京都市都市計画局建築請負工事既済部分検査実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約した工事から適用する。

別表 (第4条第2項関係)

1 建築工事

工事内容		査定基準	査定率(%)	摘要
(1)	仮設工事	(1)以外の直接工事費の出来率とする		
(2)	土工事	施工完了	100	
(3)	地業(杭)工事	打ち込み完了	100	杭頭切揃え及び杭頭補強完了のこと
(4)	コンクリート工事	打ち込み完了	100	
(5)	型枠工事	コンクリート打ち込み完了部分	100	
(6)	鉄筋工事	コンクリート打ち込み完了部分	100	
(7)	鉄骨工事	組立て完了(S造)	95	
		組立て完了(SRC造)	100	
(8)	既製コンクリート工事	施工完了	100	コンクリートブロック積,れんが積
(9)	防水工事	施工完了	100	押え,保護層共
(10)	石工事	施工完了	100	
(11)	タイル工事	施工完了	100	
(12)	木工事	施工完了	100	
(13)	金属工事	施工完了	100	
(14)	左官工事	施工完了	100	
(15)	建具工事	建込完了(木製)	95	
		取付完了(金属製)	70	アンカー溶接,モルタル詰め完了のこと
		建込完了(金属製)	95	
(16)	ガラス工事	施工完了	95	
(17)	塗装工事	施工完了	100	
(18)	内外装工事	施工完了	100	屋根工事含む
(19)	仕上げユニット工事	取付完了	100	
(20)	その他工事	取付完了	100	
(21)	屋外排水工事	施工完了	100	
(22)	屋外付帯工事	施工完了	100	
(23)	舗装工事	施工完了	100	
(24)	解体撤去工事	施工完了	100	
(25)	共通費	直接工事費の出来率とする		

2 電気設備工事

工事内容		査定基準	査定率(%)	摘要
(1)	電線 電線管 電線管付属品 ボックス フロアダクト バスダクト ケーブルラック 配線器具 弱電端末機器	配管完了	90	弱電端末機器 (電話機, スピーカ, 子時計, 感知器, TV共聴)
		配線機器取付完了	90	
(2)	配分電盤 制御盤 変圧器等の配電機器 発電機 直流電源 弱電機器 昇降機 照明器具	工事現場据付	70	弱電機器 (時計, 放送, 火報, 電話, TV共聴等)
		据付完了 (配線接続完了したもの)	90	
(3)	塗装	下地完了	30	
		仕上完了	90	
(4)	試運転調整費	試運転調整完了	100	
(5)	共通費	直接工事費の出来率とする		

3 機械設備工事

工事内容		査定基準	査定率(%)	摘要
(1)	管類 ボックス類 弁類 柵類 ダクト類 槽	取付完了	90	
(2)	盤 計装制御機器 衛生器具及び付属品 ボイラ 冷凍機 ポンプ 空調機 架台等 工場製作機器類	工事現場据付	70	
		据付完了（配管接続完了）	90	
(3)	保温・塗装	下地完了	30	
		仕上完了	90	
(4)	浄化槽	内部付属品取付完了	50	
		ポンプ据付 フロア据付完了	80	
(5)	試運転調整費	試運転調整完了	100	
(6)	共通費	直接工事費の出来率とする		

※ 上表は工事現場における査定率を定めるものであり、プラント設備工事等において、契約図書により部分払の対象とすることを認めた製造工場等にある工場製品（以下「工場製品」という。）の査定率は下表による。なお、下表の適用にあたっては、次の各号が契約図書に明記されていることを条件とする。

- 1 工事材料等を部分払いの対象とすること。
- 2 部分払いと同時に、工事材料等の所有権が発注者に移転すること。
- 3 工事の目的物全体の引渡し完了までの間に工事材料等に生じた損害（本市の責に帰すべき理由により生じたもの及び天災等で本市並びに請負者双方の責に帰することができないものを除く。）については請負者の負担とすること。

工事内容		査定基準	査定率(%)	摘要
(1)	工場製品	工場検査完了	100	工場製品の価格（運搬費、搬入・据付費及び試運転調整費を含まない）
(2)	上記の据付 （運搬、搬入及び試運転調整を含む）	工事現場据付	70	工場製品の据付費（運搬費、搬入費及び試運転調整費を含む）
		据付完了（配管接続完了）	90	
(3)	共通費	直接工事費の出来率とする		(1)に対する共通仮設費及び現場経費については、工事現場据付までは計上しない。

既 済 部 分 検 査 請 求 書

京 都 市 長 様

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入)

請負者 住 所 ()
氏 名 (印)

第37条第3項 (部分払)

第38条第1項 (部分引渡し)

契約書 第40条第5項 (前金払) に基づき関係図書をそえて

第49条第1項 (解除に伴う措置)

既済部分検査を請求します。

- 1 工 事 名 ()
- 2 工 事 場 所 ()
- 3 検 査 先 ()
- 4 工事請負代金額 (¥)
- 5 契 約 年 月 日 (平成 年 月 日)
- 6 工 期 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)

注1： □内には、該当する項目にレを記入すること。

既 済 部 分 検 査 調 書

検査の種類	<input type="checkbox"/> 部分払 <input type="checkbox"/> 部分引渡し <input type="checkbox"/> 前金払 <input type="checkbox"/> 解除に伴う措置		
工事名			
請負者			
請負代金額			
変更請負代金額			
上記工事既済部分検査の結果は次のとおりである。			
検査日	年 月 日	検査年月日	年 月 日
検査職員氏名	京都市都市計画局都市企画部都市総務課 ㊟		
出来高金額			
出来率	%		
特記事項			

既済部分検査結果通知書

第 号
平成 年 月 日

(請負者)

様

京 都 市 長
(担当 都市計画局都市企画部都市総務課)

貴社が受注した工事について、下記のとおり検査結果を通知します。

記

検査年月日	平成 年 月 日
工事名	
工事場所	
検査先	
検査の種類	<input type="checkbox"/> 部分払 <input type="checkbox"/> 部分引渡し <input type="checkbox"/> 前金払 <input type="checkbox"/> 解除に伴う措置
工事請負代金額	¥
工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
検査結果	

注1： 内には、該当する項目にレを記入すること。